

▼表4-1-2 保存樹・保存樹林の指定に関する制度

市町村	制度等の名称	制度等の概要	平成24年度実施状況
仙台市	「杜の都の環境をつくる条例」に基づく保存樹木・保存樹林	地域の美観風致を維持するため、保存することが必要な樹木等を指定し、保全を図るもの。	保存樹木 177件(182本) 保存樹林 9ヶ所
石巻市	石巻市文化財保護条例による市指定史跡名勝天然記念物の指定	市の区域内に存する文化財のうち、市にとって重要なものについて、保存及び活用の必要があると認めるときは、市指定史跡名勝天然記念物に指定することができるもの。	平成24年度指定物件なし
気仙沼市	気仙沼市文化財保護条例に基づく史跡名勝、天然記念物の指定	市内に所在する樹木のうち、重要なものを天然記念物に指定し、保存・活用するため、必要な措置をとるもの。	①曲要の篠松 ②役場の傘松 ③今朝磯のいぶき ④ビヤクシン ⑤神明崎のモクゲンジ群落 ⑥興福寺の十本杉 ⑦補陀寺の樅 ⑧塚沢八雲神社の二本杉
白石市	白石市不伐の森条例	優れた自然環境を市民の永久財産として将来の世代へ継承することによって、森林愛護思想の高揚を図り、緑豊かなまちづくりに資するもの。	
	白石市文化財保護条例に基づく天然記念物の指定	市内に所在する樹木のうち、重要なものについて、その保存及び活用のため、必要な措置を講ずるもの。	市指定天然記念物6件(平成24年度指定物件なし)
角田市	角田市文化財保護条例に基づく史跡名勝天然記念物の指定	市の区域内に存在する文化財のうち、特に保存及び活用の必要があると認めるとき、市の文化財に指定することができるもの。	八幡神社の大杉、毘沙門堂の榧、妙立寺の大藤
多賀城市	多賀城市保存樹木所有者等報償金	平成9年度より多賀城市樹木の保存に関する要綱において指定された保存樹木の所有者に対し、常日頃の保全協力の一環として、1件につき9,000円の報償金を交付するもの。	8人に対し72,000円を交付
岩沼市	岩沼市文化財保護条例に基づく市指定史跡、名勝、天然記念物の指定	市の区域内に存在する文化財のうち、市にとって重要なものについて保存及び活用の必要性があると認められた場合、市指定文化財に指定することができるもの。	「二木の松」が名勝として指定
登米市	登米市指定天然記念物	登米市文化財保護条例により、学術的価値の高い樹木等について、登米市指定天然記念物に指定し、保護を行うもの。	現在、53ヶ所の樹木を指定しており、適宜、樹木医による治療を行い、樹勢回復に努めている。
	平筒沼いこいの森自然環境保全条例	登米市米山町の「平筒沼いこいの森」は、純林としてまとまった面積で生育するものとしては、県内唯一の原生状態に近いアカシデ自然林が確認されている。条例では、土地の改変や動物の捕獲殺傷、植物の採取損傷などを規制する条項を盛り込んだ他、地域内での喫煙やポイ捨て禁止などの条項も罰則付きで定めている。	制度設置の他、自然環境保全地域看板、樹木ネームプレート、森林内案内板、車止めを設置
栗原市	栗原市名木・古木の保存に関する要領	栗原市に存する名木・古木を指定することにより、それを後世に伝え、市の景観を保持するもの。	平成24年度指定物件無し
	「栗原市文化財保護条例」に基づく史跡名勝天然記念物の指定	記念物のうち重要なものを栗原市指定天然記念物に指定することができるもの。	平成24年度指定物件無し
	栗原市文化財特別保護規則	市の区域内にある「文化財(有形文化財、無形文化財、民族文化財及び史跡名勝天然記念物)」のうち特に保存すべきものを特別保存文化財として指定することができるもの。	平成24年度指定物件無し
蔵王町	蔵王町名木古木の保存に関する要綱	緑の文化財として後世に伝えるため、町内にある名木、古木など貴重な樹木又は樹林を蔵王町指定保存樹木に指定して保存するもの。	保存樹木 16本
七ヶ宿町	七ヶ宿町文化財保護条例に基づく史跡名勝天然記念物の指定	町の区域内に存する文化財のうち、町にとって重要なものについて、その保存及び活用のため、町指定文化財に指定する。	大峰桜
村田町	村田町文化財保護条例に基づく史跡名勝天然記念物の指定	町の区域内に存する文化財で、町にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ町民の文化的向上に資することを目的とし、記念物のうち町にとって重要なものを町指定記念物に指定するもの。	4ヶ所 ①フジ・ケヤキ・イチョウ・シラカシ ②サクラ(金剛桜) ③ヤマモミジ ④浮島の植物群落
柴田町	柴田町文化財保護条例に基づく史跡、名勝、天然記念物の指定	町の区域内に存する文化財のうち、町にとって重要なものを町指定文化財に指定するもの。	町指定天然記念物 ①富沢の一本力ヤ ②中名生の力ヤ ③大光寺のイチョウ ④麹屋の夫婦ケヤキ
川崎町	川崎町文化財保護条例に基づく名勝、天然記念物の指定	町の区域内に存する文化財のうち、町にとって重要なものについて、その保存及び活用のため、町指定文化財に指定するもの。	①地蔵桜 ②阿古耶の松 ③常正寺の大銀杏
丸森町	丸森町文化財保護条例に基づく史跡、名勝、天然記念物の指定	記念物のうち、丸森町にとって重要なものを町指定記念物に指定することができる。所有者に管理謝金として1件5,000円を支給するもの。	町指定天然記念物 ①老杉 ②立石 ③笠松 ④うばひがん桜
亘理町	亘理町文化財保護条例に基づく史跡、名勝、天然記念物の指定	町の区域内に存する文化財のうち、特に重要と認められるものを指定天然記念物に指定するもの。	平成23年度指定物件無し
松島町	松島町文化財保護条例	町の区域内に存するもののうち、町にとって重要なものについて文化財に指定することができるもの。	保存樹木 15件 保存樹林 1件

市町村	制度等の名称	制度等の概要	平成24年度実施状況
利府町	利府町文化財保護条例に基づく史跡、名勝、天然記念物の指定	記念物のうち、町にとって重要なものを指定天然記念物に指定するもの。	平成24年度指定物件無し
加美町	加美町千古の森条例	町民が永久に伐採することのない巨木の森を造成し、優れた大自然の景観を保全し、緑豊かなまちづくりを将来に継承するもの。	・地域指定面積164.2ha (平成22年度新規指定箇所無し)
	加美町文化財保護条例に基づく史跡、名勝、天然記念物の指定	記念物のうち、町にとって重要なものを指定天然記念物に指定するもの。	
涌谷町	涌谷町文化財保護条例による名勝天然記念物の指定	町の区域内に存する文化財のうち、町にとって重要なものについて保存及び活用の必要があると認めたとき、町指定名勝天然記念物に指定することができるもの。	杉、さいかち、いちょう等23本を天然記念物に指定している。
美里町	美里町文化財保護条例に基づく史跡、名勝、天然記念物の指定	町の区域内に存する文化財のうち、町にとって重要なものについて保存及び活用の必要があると認めたとき、町指定名勝天然記念物に指定することができるもの。	平成24年度指定物件無し
女川町	女川町文化財保護条例	町の区域内に存する文化財のうち、町にとって重要なものについて、保存及び活用の必要があるときは町指定文化財に指定することができるもの。	三十三観音の大杉、塚浜のタブノキ、塚浜のヒサカキ
南三陸町	南三陸町正鶴の森条例	豊かな緑を町民の財産として保存し、緑の大切さを広く提唱するとともに、自然環境を将来に継承するため「不伐の森」「二世紀の森」「一世紀の森」等を設定保存するもの。	
	南三陸町の「名木」指定	志津川の名木・巨木で地域の自然保護と景観のため必要な樹木を保存するもの。	